

ファミリーサポートセンター

会員募集！
入会金・年会費無料！！

平成 22 年度から「ファミリーサポートセンター事業」を実施しています。センターの子育て援助活動を利用したい人、または援助活動を行いたい人は、会員への登録をお願いします。

ファミリーサポートセンターとは？

「子育てを応援したい人」と「子育てを応援してほしい人」が会員になり、助けたり、助けられたりして、子育ての援助活動を行うネットワークです。仕事や家事と育児の両立を支援し、地域社会全体で、安心してゆとりのある子育てができる環境づくりを目指します。

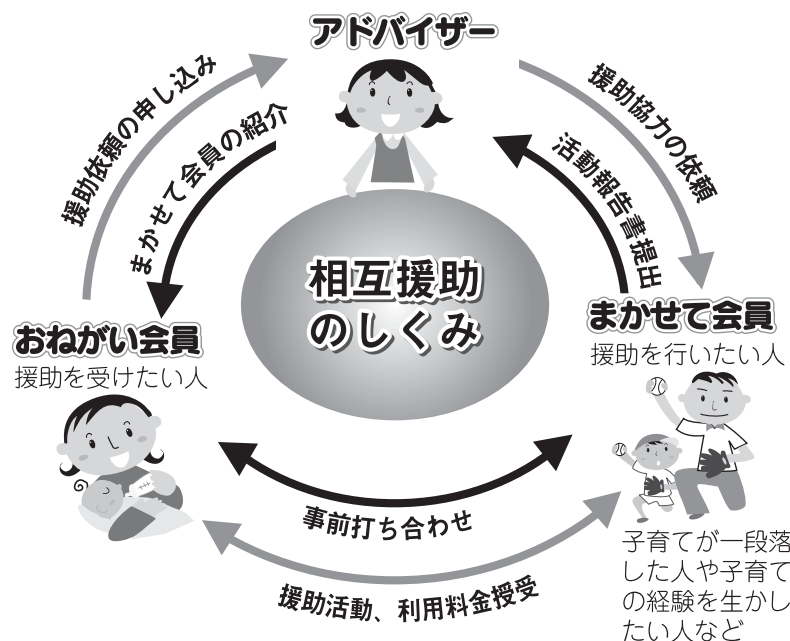
おねがい会員：援助を必要とする 0 歳～小学生までの子どもがいる人
(現在 28 人登録)
まかせて会員：育児の援助を行いたい人
(現在 12 人登録)
両方に登録している会員：(現在 13 人登録)

援助活動の内容は？

- 保育所、幼稚園の送り迎え
- 保育所、幼稚園の開始前、終了後の子どもの預かり
- 学校の放課後や放課後児童クラブの終了後の子どもの預かり
- 子どもが軽い病気の時などの子どもの預かり
- 急な用事の際(通院、見舞い、参観日等)の子どもの預かり
- その他、まかせて会員の了解を得られる範囲内での援助

会員になるには？

会員条件／市内に住所がある人
申込み方法／会員申込書に必要事項を記入し、顔写真、保険証の写しを添付して、ファミリーサポートセンターに提出。会員申込書は、ファミリーサポートセンター、こども育成課、地域子育て支援センターすみれ・たんぽぽにあります。
＊まかせて会員の登録には、センターが開催する講習会の受講が必要です。＊安心して活動できるように保険に加入(個人負担なし)します。



利用料金は？

活動日	活動時間	円／時間
平日	7:00～19:00	600
	上記以外	700
土・日・祝日	終日	700

＊育児に必要なものは、おねがい会員が用意。食事やおやつ提供時は、おねがい会員が実費を負担。

問合せ・申込み
ファミリーサポートセンター
(ひまわり保育園大仁分園内)

受付時間／月～金曜日午前8時半～午後5時 15分
〒410-2323 大仁229-1
電話 0558-76-1173 FAX 0558-76-5340

7月投開票

参議院議員通常選挙



＊このページは6月16日(水)現在で作成したものです。

投票時間

午前7時～午後8時

＊高原公民館、みどり区自治会館、田中山公民館、下畑公民館、浮橋公民館、田原野公民館、長者原公民館は午後6時まで。

選挙の参議院通常選挙に予定している7月1日の投票は、あなたの国の政治に切実な一票を投じたいという思いが、選挙の参議院通常選挙に予定している7月1日の投票は、あなたの国の政治に切実な一票を投じたいという思いが、

開票

投票日の午後9時～あやめ会館3階多目的ホールで行います。

選挙公報

選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読していない人は、市内の各施設に備え付けますので、そちらをご利用ください。

投票場所

市内 27 投票所(入場券に記載されています)

地図は、市公式ホームページ(<http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>)でご覧になれます。(行政→選挙管理委員会→投票所一覧)
＊第1投票区(天野・富士見・長岡の一部地区)の投票所は、従来どおり「長岡南小体育館」となりますのでご注意ください。
＊小室・後山地区の投票所は、ひまわり保育園大仁分園から、「神島集会センター」に変更します。

投票者の資格

- 年齢要件 投票日現在において満 20 歳以上になっている人
- 住所要件 伊豆の国市で投票できる人は、公示日の前日以前に引き続き 3 カ月以上伊豆の国市内に住所を有する人です。なお、転出した場合であっても、4 カ月以内であれば投票できる場合があります。詳しくは選挙管理委員会(総務課)までお問い合わせください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票できない人は、期日前投票ができます。

期 間 公示日の翌日から投票日の前日まで(16 日間)
時 間 午前8時半～午後8時
投票所 市役所伊豆長岡庁舎 1 階災害対策室
持ち物 投票所入場券(紛失・不達の場合は不要)

投票の仕方

- 2 票投票をしてください。
- ① 静岡県選出議員選挙 …候補者氏名を記載して投票
- ② 比例代表選出議員選挙 …候補者氏名または政党名を記載して投票。

その他

- 【指定病院等に入院・入所している人】
県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができますので、施設にお尋ねください。
- 【仕事等で他の市区町村に滞在している人】
仕事などで他の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会投票ができますので、選挙管理委員会(総務課)までお問い合わせください。

- 【重度の身体障害者等の入】
- 郵便などによる不在者投票 事前に登録が必要です。
- 点字投票 目の不自由な人は、投票所で点字投票ができます。
- 代理投票 身体障害で、自分で投票用紙に候補者名を書くことができない人は、投票所で係員が秘密を厳守し、投票をお手伝いします。

問合せ

伊豆の国市選挙管理委員会(総務課)
電話 055-948-1411